

名取市産学官連携促進事業補助金 令和7年度申請受付のご案内

市内中小企業と県内の教育機関が連携して取り組む、商品開発等にかかる経費を補助します。

■補助金の目的

市内中小企業と県内の教育機関が連携して取り組む商品開発等による経費を補助することによって、市内産業の活性化や地場産業の振興、教育機関と事業者の交流・連携の促進を図ることを目的としています。

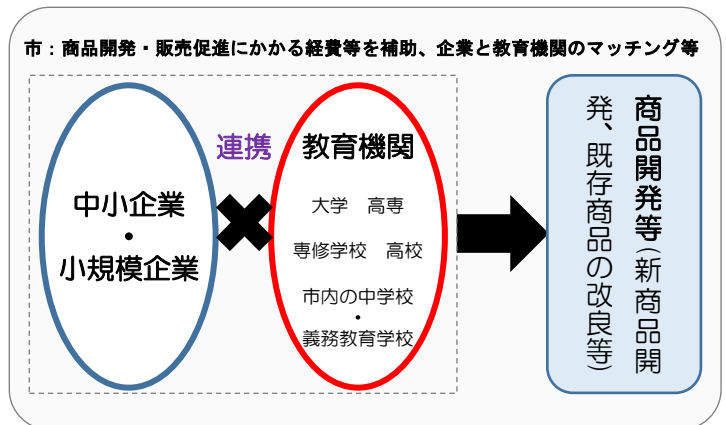
■補助対象となる事業

市内の中小企業者・小規模企業者と県内の教育機関等が連携し、産学連携による商品開発等を行う事業が補助対象です。

◎ただし、次のいずれかに該当する事業は補助対象となりません。

- ・令和8年2月末までに完了しない事業
(特例で同一事業につき、事業実施期間を複数年にすることができます)
- ・補助対象者及びその連携者による主体的な取り組みであることが認められない事業

【産学官連携促進事業イメージ】



■補助対象者

次の①か②のいずれかに該当するものとします。

①県内に所在する**教育機関**(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、市内の中学校及び義務教育学校)と連携して商品開発等を行う市内に事業所を有する中小企業・小規模企業者【令和6年度から専修学校を追加しています】

②市内に事業所を有する中小企業・小規模企業者と連携して商品開発等を行う県内に所在する**教育機関**【令和6年度から専修学校を追加しています】

※ただし、事業を実施する中小企業・小規模企業者は下記の要件を全て満たす必要があります。

≪中小企業・小規模事業者の要件≫

- ア. 引き続き1年以上同一事業を営み、補助対象事業を市内の事業所で行う者
- イ. 市税を滞納していない者
- ウ. 当該年度において、同一事業で国、県等の補助金を受けていない者
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

■補助金の額及び補助率、補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、交付決定を受けた日以降に契約・支出した経費であって、当該年度の2月末までに支払いが完了する経費であり、次に掲げるものとします。

※申請いただいた額について、補助対象経費の精査等により、減額して交付決定させていただく場合があります。

補助対象経費	補助率・限度額
(1) 県内の教育機関との連携に伴い必要となる該当教育機関に支払う経費 (2) 商品開発に係る原材料費等の購入費 (3) 検査、分析、調査、デザイン製作等に係る外部委託費 (4) 容器・パッケージ製造、パンフレット印刷等に係る外部委託費 (5) 新商品発表の場等の創出に係る経費 (6) 次世代放射光施設 NanoTerasu（以下「ナノテラス」）の利用料金 【令和6年度から追加しています】 (7) その他市長が特に必要と認める経費	①(1)～(5)または(7)に該当する経費の10/10（上限額45万円） ②①に該当する経費があつて、かつ(6)に該当する経費がある場合は当該経費の10/10（上限10万円）を①に上乗せ 【令和6年度から追加しています】 ※算出額の千円未満は切捨て

(2) 補助対象外の経費

直接人件費、備品等の購入費、飲食に関する費用、汎用性のある設備の購入経費等

■事業実施期間

交付決定日から令和8年2月末までの期間

（交付決定日以降に事業を開始し、この期間内に完了させてください。）

※事業実施期間の特例

- ・事業実施期間を複数年（同一事業につき3か年を限度）にすることができます。
- ・希望する場合は、年度ごとに補助金の交付申請を行い、補助金交付決定を受ける必要があります。
- ・補助金額は各年度上記補助率・限度額のとおりです。

■補助金の申請

この事業に申請したい方は、事前に商工観光課へ相談の上、下記の提出書類を直接持参してください。

(1) 申請期間 一次募集：令和7年4月21日(月)～令和7年5月23日(金)まで

※その後予算の範囲内で二次募集を行うことがあります。

(2) 提出書類

名取市産学官連携促進事業補助金交付申請書 ※様式は市ホームページに掲載しています。

（添付書類）・事業計画書

- ・収支予算書
- ・大学等との連携事業であることが分かる書類（覚書、受託研究契約書等）
- ・暴力団排除に関する誓約書（事業者が申請者の場合）
- ・補助事業全体計画書（事業期間を複数年希望する場合）
- ・その他市長が必要と認める書類

問い合わせ先

名取市生活経済部商工観光課 商工振興・雇用促進係

住所：名取市増田字柳田 80 番地 5階南側 TEL:022-724-7150 FAX:022-384-4150